

議案第 25 号

前橋市官製談合再発防止対策第三者委員会設置条例の制定について

令和 5 年 3 月 2 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市官製談合再発防止対策第三者委員会設置条例

(設置)

第 1 条 元副市長による入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）並びに公契約関係競売入札妨害及び収賄に抵触するおそれがある事案（以下「官製談合防止法違反事案」という。）に関し、本市職員によるこれらの行為の再発を防止するため、前橋市官製談合再発防止対策第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌し、その結果を市長に報告する。

- (1) 官製談合防止法違反事案の実態把握に関すること。
- (2) 本市の契約事務における事業者の適正な選定その他事務の適正な執行の検証に関すること。
- (3) 本市のコンプライアンスの取組の検証及び再発防止に向けた取組の検討に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 3 人をもって組織する。

2 委員は、弁護士その他法律に関し学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の規定による報告の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(報酬)

第6条 委員長、副委員長及び委員に支給する報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 第2条に規定する事項に係る業務に従事したのものとして市長が認める場合 1
時間当たり1万円

(2) 次条の会議に従事する場合における報酬の額は、次のとおりとする。

ア 委員長 1日当たり9,600円

イ 副委員長及び委員 1日当たり8,700円

2 前項の報酬の支給方法については、同項第1号の規定により支給するものにあつては前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年前橋市条例第12号）の規定の例により、同項第2号の規定により支給するものにあつては前橋市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年前橋市条例第23号）の規定の例による。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させてその意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部行政管理課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 この条例は、第2条の規定による報告の日から起算して2か月を経過した日にその効力を失う。